



セミナーの目的・構成

環境法令検定へ向けて
環境法令の**ポイント**を学ぶ



- 1 総合／その他
- 2 大気汚染
- 3 水質汚濁
- 4 土壌汚染／騒音／振動／悪臭
- 5 廃棄物
- 6 化学物質／危険物
- 7 地球環境／生物多様性



大気汚染防止法⑨：2014年石綿規制強化

●大気汚染防止法の改正

・2013年改正（法律58号）、**2014年6月1日施行**

●改正概要

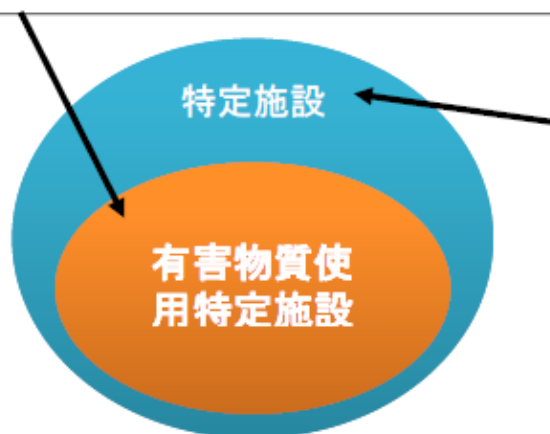
- ①石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者を、工事施工者から**発注者に変更**
⇒**発注者にも一定の責任を担わせる**
- ②解体等工事の受注者に、石綿使用の有無の**事前調査の実施と、発注者へ調査結果等の説明を義務付け。**
工事施工時、調査結果等を公衆に見やすいように掲示
【注】発注者に、受注者が行う調査に要する費用を適正に負担することその他必要な措置を講ずることにより、調査への協力を求める
- ③都道府県知事等による**立入検査の対象**に解体等工事に係る建築物等を、報告徴収の対象に解体等工事の発注者又は自主施工者を**追加**



水質汚濁防止法⑧：地下水汚染対策2

①有害物質使用特定施設

有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設 <水濁法第2条第8項>



「特定施設」

『有害物質』を含む汚水又は廃液を排出する施設等、政令で定めるもの(水濁法第2条第2項)

→ 法施行令で、事業種ごとに該当施設を列記(別表第一)

<例> 鉱業又は水洗炭業：(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘削用の泥水分離施設

②有害物質貯蔵指定施設

『有害物質』を含む液状のものを貯蔵する指定施設 <水濁法第5条第3項／法施行令第4条の4>

※固体状のもの及び気体状のものを貯蔵する施設は対象外。

※『有害物質』は、法施行令により、カドミウム等28物質が指定。(H26.2.現在)



土壤汚染対策法②: 土壤汚染状況調査1

● 土壤汚染状況調査

・土地の所有者等は、次の場合、**土壤汚染状況調査を実施**

①**有害物質使用特定施設**(水質汚濁防止法の特定施設で特定有害物質を製造・使用等していたもの)を**廃止**する場合

②**3,000㎡以上の形質変更を行う土地**のうち、都道府県知事等から調査命令を受けた場合

➡ 3,000㎡以上の形質変更を行う場合は**事前届出義務**あり

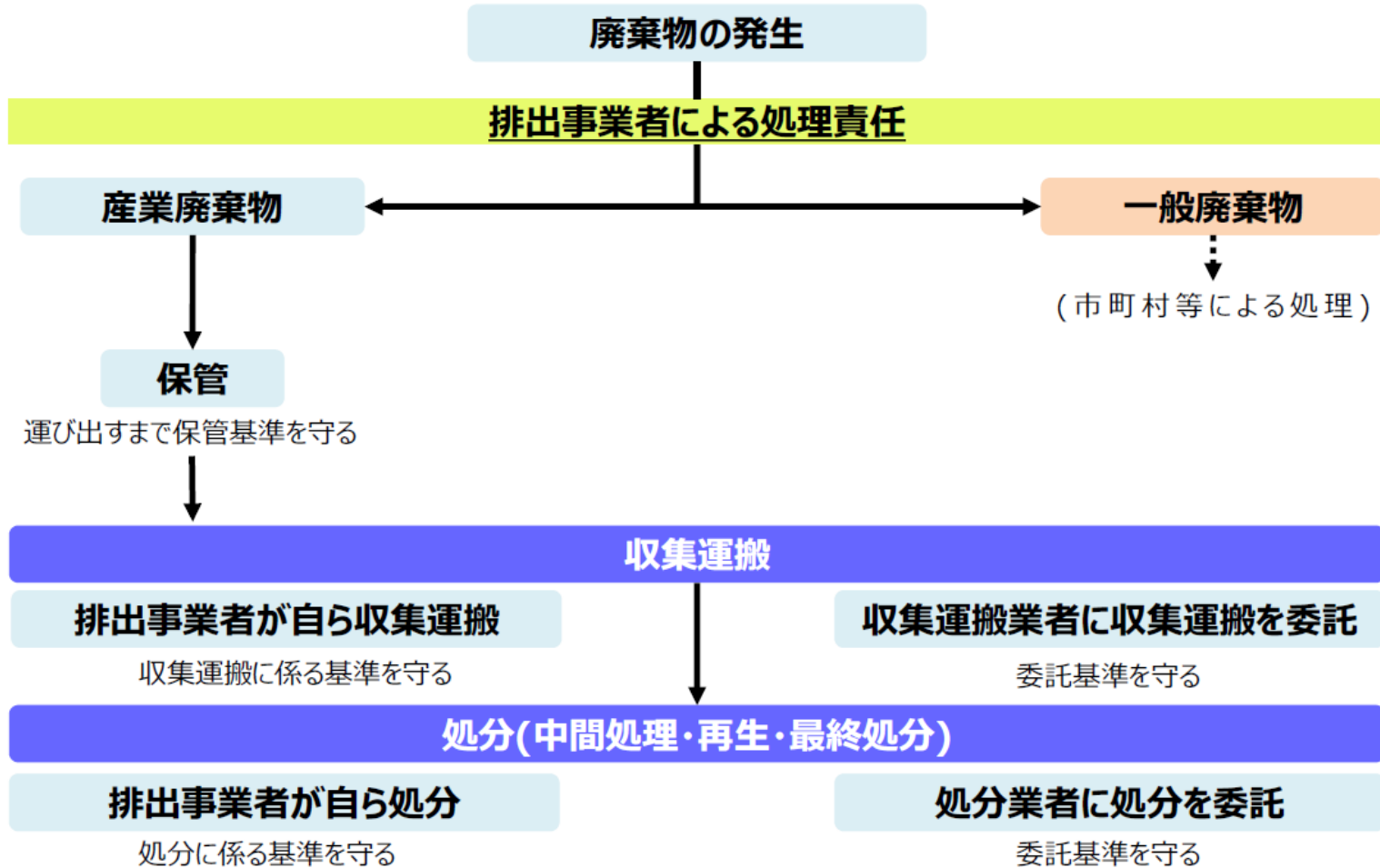
【注】原則届出。健康被害の有無は関係ない

③**土壤汚染により人の健康に係る被害**が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めた場合



廃掃法④: 排出事業者責任

- 「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」(11条1項)





温対法②：義務

●義務

- ・特定排出者は、毎年度、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を事業所管大臣に報告しなければならない(26条1項)。

【温室効果ガス算定排出量】 温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

$$\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (tガス)} \times \text{地球温暖化係数 (GWP)}$$